

令和7年度第3回大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議 議事概要

■日 時：令和8年3月11日（水）～13日（金）

■開催方法：書面

■意見書提出：20名（委員定員20名、定足数11名であるため有効に成立）

池田委員、伊東委員、岩田委員、梅田委員、北田委員、佐古委員、澤村委員、杉山委員、ソウマ委員、武田委員、
谷口委員、寺内委員、長尾委員、中島委員、新川委員、平川委員、藤井委員、松下委員、山田委員、横田委員（50音順）

議題 「第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（案）の変更点について（参考資料2-1に関するご意見）

■議事結果：第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画（案）について、原案のとおりとし、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部会議に諮ることとする。なお、いただいたご意見を踏まえ、次年度以降の依存症対策に取り組む。

■意見あり：4名（20名中）

委員からのご意見等と大阪府の考え方は以下のとおりです。

項目	ご意見等	大阪府の考え方
重点施策① (P55)	「家族等」だけでなく「本人」に対する情報発信も必要だが、既に実施されているため、追記しないということか。	お見込みのとおりです。
	家族支援の重要性が指摘されたにもかかわらず、施策としては情報発信の追加にとどまっており、家族教室や心理支援、法律相談などを含む家族支援体制の制度として設計すべき。	家族支援については、重点施策③において、具体的指標・様々な取組を記載しております。本計画期間において、引き続き、家族等を対象としたサポートプログラムの充実や、借金問題等の抱える課題に応じた専門相談などの相談窓口の充実等にしっかりと取り組んでまいります。
重点施策⑥ (P61)	民間団体との連携強化として追加された内容は、情報交換や交流にとどまっており、実際のケース連携や支援接続の仕組みについては依然として明確ではない。交流も大事だが、本	関係機関等との協働、自助グループ・民間団体等との連携については、重点施策⑤及び⑥において、具体的指標・様々な取組を記載しております。本計画期間において、引き続き、学識経験者や医療関係団

	来必要なのは連携である。ケース連携、支援紹介ルート、共同事業、地域コーディネートなどのプランが必要。	体、民間団体等のご意見をお伺いしたうえで、しっかりと進捗管理を行い、着実に取組を進めてまいります。
重点施策⑦ (P62)	重点⑦の仮称依存症対策センターについて「整備」から「設置準備」との文字面だけの変更となっている。令和8年度当初予算要求額は当初の1億円台から5.5億円台に増加させてはいるものの、その用途内容及び内訳の具体的中身がまったく明らかでない。IR開業までの令和11年度を目処にと記されているだけでは、やる気が感じられない。計画にはセンター設置の具体的内容が記されていないが、IRが出来ようが出来まいが仮称センターを決めた時期までに開設するために、早急に具体化すべきである。仮称センターはギャンブル等依存だけでなく、アルコールや薬物等の依存も対象にしているもので、IR開業を条件にすることは仮称センター開設の足かせないし妨害となっている。なお、IR賭博場の開設にも断固反対する。	ギャンブル等依存症は、カジノがない現在においても喫緊に取り組むべき重要な課題であり、(仮称)大阪依存症対策センターについては、依存症に悩む方が相談等の必要な支援を受けることができるよう、相談・医療・回復のワンストップ支援、普及啓発・情報発信、調査分析、人材養成等の機能を有する拠点として、令和11年度に開設することをめざしています。センターにおいては、自助グループ・民間団体・医療機関・市町村等との連携体制のもと、総合的な支援体制の強化・拡充を図ることとしており、今後基本計画の策定、人材の確保の検討などの準備を計画的に進めてまいります。 また、アルコールや薬物等の依存症対策についても、それぞれの関連計画等に基づき、引き続き取り組んでまいります。
重点施策⑧ (P65)	パブコメでも意見が多い重点②「学校等での若年層向け予防教育の強化」については、重点⑧において、ゲーム依存、スマホ依存の実態、これらとギャンブル等依存の関係性について調査・分析を推進することにより、科学的根拠をもって進める必要がある。	ご指摘の調査・分析の推進については、重点施策⑧において、ゲームやネット依存との関連分析等を実施し、実態に応じて、必要な啓発等につなげることにしています。
全体	今回の修正は主として表現の追加や数値更新にとどまっているが、本計画の推進にあたってはIR開業を見据えた依存症のリスク評価分析も実施していただきたい。	ご意見として承ります。